

逗子市立中学校給食についての評価の確認及び  
委託事業者選考に関する報告書

2018年(平成30年)12月

逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会

## 目次

1. はじめに ······	1
2. 市立中学校給食の評価の確認について ······	2
3. 市立中学校給食の課題について ······	7
4. 市立中学校給食調理等業務委託事業者選考について ······	9
【資料 1】逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会委員名簿 ······	11
【資料 2】逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会開催状況 ······	11
【資料 3】中学校給食調理業務委託事業者を選考するための評価基準 評価項目評価の視点評価得点 ······	12
【資料 4】逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会規程 ······	13

## 1. はじめに

逗子市立中学校給食（以下「中学校給食」という。）については学校給食法に基づく実施の努力規定や、市議会での「市立中学校完全給食早期実施に関する決議」を踏まえ、平成 20 年度に中学校給食調査検討委員会を設置し、調査、検討を重ね、平成 23 年 2 月にデリバリー方式による「逗子市立中学校給食実施方針」を取りまとめた。その後、他市の状況調査などをを行いながら平成 25 年度に「逗子市立中学校給食調理業務委託業者選考会議運営規程」に基づくプロポーザルを実施。平成 26 年に日本栄養給食株式会社（以下「現事業者」という。）と「逗子市立中学校給食調理等業務委託契約」（以下「委託契約」という。）を 5 年間の長期継続契約として締結した。

また、並行して保護者への周知等を行い、平成 26 年 10 月 14 日から現事業者による給食提供を開始し、現在に至っている。

委託契約が平成 30 年度末で終了するにあたり、次年度以降の委託事業者の選考を厳正かつ公平に行うため、「逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会規程」（平成 30 年逗子市教育委員会訓令第 2 号）に基づき、逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、計 3 回の委員会を開催し、集中的に検討した。

選考委員会は、同規定に基づき、学校給食について豊かで専門性の高い知識経験を有する学識経験者のアドバイザーを加え、中学校給食についての評価の確認及び次年度以降の委託事業者の選考と、その他必要な事項について調査及び検討を行った結果を報告する。

## 2. 市立中学校給食の評価の確認について

第1回選考委員会において、「逗子市中学校給食に関する報告書」(以下「中間報告書」という。)の内容、給食提供開始から現在までの調理等業務の実施状況の評価及び異物混入の対応状況について確認を行った。

また第2回選考委員会では現事業者の工場を視察するとともに、保護者及び市立中学校長に出席していただき意見を聴取した。

### (1) 評価の概要について

平成29年度に「逗子市立中学校給食中間報告に向けての検討委員会」を設置し、事業の検証及び評価を行い、報告をまとめている。中間報告書において、実際喫食している中学生へのアンケートによる嗜好等及び、業務評定表に基づく調理環境も含めた総合的な評価を行った。

業務評定表による評価は、業務体制、現場管理、施行管理、品質管理の各項目において4段階で点数化し、学校教育課長及び学校教育課栄養士の2名が評価を行い、100点満点中84点で良好という結果であった。また、報告にあった改善案を受け、その課題及び改善点を含めた委託契約期間における中間報告書が学校教育課により取りまとめられている。

また、平成26年度から平成30年度まで、計29回開催した保護者を対象とした試食会アンケート結果についても資料とし、子どもの食事に責任を持つ保護者の視点で評価されていることを踏まえ、全ての年度、全ての項目で、「大変満足」、「満足」の合計が95%前後の高い評価を受け続けていることは、本給食が高く評価されるべきものとして確認した。

第1回選考委員会においてこれらの資料を活用し、中学校給食の評価の確認について議論した中で、アドバイザーから「客観的に見てもデリバリー方式の給食として成功していると思える。まずはきちんと準備をされてきた。実現可能な範囲で、なおかつ適切に運営している。給食は教材だと学習指導要領に記載されている時代に、その質を担保するという議論が出来るのは、その大前提となる安全に食べられる給食を毎日出すことを継続して、市を挙げてシステムや機能を落とさずきちんと維持してきたということであり、とても素晴らしいことである。逗子市にとってだけでなく、自校方式が出来ない他市に対しても先駆けとなる実績を作ったと思える。」との話があった。

本会においても資料及び当日の議論を踏まえて、市と共に現事業者が誠意を持って、より良い給食を提供するための努力と成果を上げてきたと評価した。

## (2) 調理等業務について

現事業者は調理業務のほか、食材の検収、衛生的な管理、工場から学校へのトラックによる配送を行っており、各学校には生徒へ給食の受け渡しを行う配膳員を派遣している。また、給食終了後にボックスランチを回収し、洗浄や消毒、保管するほか、残食の処分などが委託内容となっている。

調理面では、給食開始当初から調理責任者が本市栄養士と日々意思疎通をしながら、味の改善に取り組んできた。本市中学校給食のコンセプトの一つとして「手作り」があるが、手間の掛かる食材についても厭わずに行っている。例えば逗子市全体でPRに努めているアカモクは、下処理に手間が掛かる割に出来上がる量が少ない作業にも関わらず、快く丁寧に調理している。

献立面で行事食や、旬の食材、また、地場の食材を用いていることを栄養士が食育の授業で生徒に伝えているが、その内容については現事業者も共有している。生徒に食べさせる理由を理解し、食育という観点でも本市と連携しているといえる。

また、配達業務において行事に伴う給食提供時間の変更や、台風や降雪など天候による影響を受ける場合でも、配膳が間に合う時間に各学校へ到着するように対応している。

## (3) 異物混入について

中学校給食開始当初の異物混入は髪の毛が中心であった。しかし、調理場での「混入」と、教室で蓋を開けて食べている途中で入った「付着」の区別が付かないまま、全てを異物混入として扱っていたため、徹底して原因を探った。「混入」防止のため、調理場ではコロコロタイムと称し、粘着ローラーで白衣の付着物の除去を行っていたものを、2人で組んで声を掛けながら確認し合うことの徹底を実行している。加えて、青いゴム手袋を使用することで、異物の識別が安易に行える工夫も行っている。

また、梱包されていた袋の切れ端等の混入防止のため、開封後の袋を事故が無かつたことを確認してから処分するなど、本来口に入るべきものではないものが混入しないよう現事業者は対応し、実効性の高い改善している。

## (4) 工場視察について

実際に現事業者の工場視察を行い、衛生管理や作業の様子を確認した。

衛生管理の面では日頃から床や作業台を丁寧に清掃し資機材をきちんと整理整頓し、衛生管理の徹底を図っていることや、調理員の白衣や帽子などの服装から、髪の毛等の混入が起きる可能性が低いと考えられる環境であった。

作業面では効率的に流れ作業で行っていた。欠品が生じないよう1人1品で盛り付けており、私語は無く、前述の手袋を使用するなどの工夫をしていた。衛生的に作業を行うために、手袋は次の段階前に替えていた。

これらの衛生管理や作業工程については、高い評価として認められる。

## (5) 保護者及び市立中学校長からの意見聴取

実際に給食を利用している保護者及び学校現場で給食に関わっている中学校長、学校給食会長に、これまでの給食について感じていること、これからの中学校給食に期待することについて意見を求めた。

### 【中学校長、学校給食会長】

これまでの給食について感じていること

- ・はじめの段階では、どのようにひとりひとりに渡して、きちんと食べることが出来るようになるかという仕組みづくりであったが、指導の方法等を工夫改善し、やっとその仕組みが出来上がってきたと言える。
- ・食育の授業を毎年行うことや、家庭の食卓に上がりにくい食材が献立に入っていることで、食に関することが広がっていくと思う。
- ・地産地消という点で小坪のわかめとしらす、アカモクを使った献立も年に数回出てくることで、逗子市に住んでいることが良かったと感じさせられる。
- ・旬の食材、伝統食、行事食などを気にする家庭もあるかもしれないが、実際にはそうではない生徒もいるので、経験させてもらえていていることに感謝している。
- ・スープの出汁が効いているなど本物の味に触れられるのがありがたい。
- ・毎日とても丁寧に作られているので感謝している。
- ・生徒は野菜が苦手なので、残してしまう量が気になるが、この4年間で食べやすいように献立の工夫をしてもらっている。
- ・現事業者は給食開始の年とその翌年に、給食の時間に来校し、生徒と一緒に食べながら様子を感じ取ってもらうなど色々と行ってもらったおかげで、関係性が築けた。
- ・弁当を持参出来ないことにより、午前中に学校へ来ていなかった生徒が、就学援助により給食が提供され、朝から登校するようになったというような面がある。
- ・就学援助で給食費が代理納付されることにより、世帯の家計を助けるとともに、保護者の弁当作りに割く時間を軽減している。

これからの中学校給食に期待すること

- ・教員がもう少し食育の視点を持って生徒と接すると良い。
- ・指導上の工夫は学校ごとにルールがあるので、今の「仕組み」を変えてまた一からとすると、教員にとってもストレスである。
- ・やっと根付いてきたので、このまま継続していくことが出来れば良い。
- ・給食を食べられることで生活が安定し、救われている生徒がいるので、このまま続けてもらいたい。
- ・今後も現事業者が、同じように給食を提供することを希望する。

### 【保護者】

これまでの給食について感じていること

- ・働いている保護者にとっては、給食の存在が大変ありがたい。
- ・体育祭予備日の関係で1週間ほど給食が無い期間があったが、保護者の中で「給食が早く始まって欲しい」と話しているのを聞いたので、保護者も助けられていると思う。
- ・先生も給食導入にあたって一からシステム作りというところで苦心されていた。
- ・子どもが入学した頃、小学校の方が出来立てで美味しいという話があり、時間内に食べきれない、嫌いなものは他の生徒にあげるということもあった。
- ・当初、子どもから食べられないと言われて、慣れていないので仕方ないと思ったが、その後の周りの反応を聞くと慣れてきて食べているようである。
- ・時々、子どもがどうしても手を付けられないものがあるようなので、見た目で判断せず一口食べてみたらと話しているが、どうしているか分からぬ。
- ・温かいおかずにはだわらずに、冷たくても美味しいと思えるもので良いのではないか。
- ・保温を長くするためにとろみを付けたりしても、食べにくく中途半端になってしまはつたないので、調理法や味付けはシンプルで良いと思う。
- ・子ども達がメニューの味や食材に慣れなくて心無い言葉を発してしまうのを聞くと、親なので子どもが食べないと言うことに敏感になってしまう。
- ・成長期なので、食べなかつたらお腹が空いたまま過ごしたのかなという心配があり、保護者から何とかならないのかという声も一時はあったが、徐々に聞かれなくなった。
- ・好き嫌いをなくすのは家庭の問題だと思う。
- ・出汁を取って作っているというのはありがたい。
- ・地元のものを使ったり、油を酸化させないで頻繁に変えてくれたり、味もなるべく薄味にして素材の味を生かすなど、考えて作ってくれている。
- ・家ではなかなか食べないアカモクを使って頂くのは嬉しい。
- ・酸味など子ども達が苦手なものについては、味の配慮をしてもらっている。
- ・給食で色々な味を経験することで大人になるための舌を作っていくことはありがたいと、保護者の皆さんのが仰っているのを聞いた。
- ・学校説明会や試食会で話を聞いて、真心を込めて作っていることが分かった。
- ・試食会の参加人数が年々少なくなっているのは残念。
- ・朝早くから子ども達の給食を作つて頂き、本当に感謝している。
- ・今年の夏も大変暑かつたが、食中毒が無かつたので、そのような面で気を使つているのだろうと思う。
- ・事業者に、栄養士が作つて欲しいものを実現出来る力があるのは良い。

これから給食に期待すること

- ・学校の先生が体制と流れを作るのに時間が掛かつたということから、これを一からと

食缶方式では、例えばカレーライスで、もう少しルーをかけたい、あるいは今日は量を少なめにしたいといった場合に量の調整が出来る面がある。

また、ボックスランチ方式と食缶方式で、保温性にどの程度の差が生じるのかという点についても議論がされた。個々のボックスランチよりも、熱いものをまとめて食缶に入れた方が、一般的には保温性が高いと思われる。ただし自校方式での提供と異なり、調理場から運搬する距離と時間が長く、更に学校に届けてから教室まで運んで個々に分けて食べる段階での温度が大きく異なるとは言い切れない面がある。

現在の方式から食缶方式への変更については、次のような課題がある。

### ① 校内での運搬について

現在は四角い箱におかず、主食、汁物の入った容器を動かないように工夫して運んできているが、食缶方式の場合には運搬方法も変わる。学校に到着後、校舎の2階、3階、4階の教室まで生徒が階段を昇って食缶を持ち運ぶことは非常に難しく、リフトが必要となる。中学生にもなれば持ち上げられるのではないかという意見もあったが、4校時終了後の給食準備の雑然としたなかで、熱い汁物などが入った食缶を1階から4階に持ち上げることは危険が伴う。現在は器に詰められており、階段の昇り降りを一方通行にするなど工夫をすることで大きな問題は生じていないが、食缶方式となると状況は異なる。リフトの設置は高額な経費が掛かるため、3校一斉の整備は現実的には厳しい。

### ② 配膳等の時間について

現在の時間割では食缶で配膳し、盛り付け後、食べて、食器を片付けるには十分な時間がない。授業時間数が以前より増えたこともあり、6校時まである日が多く、放課後の時間が確保出来ない状況で全体的な時間割を見直すのは難しい。教育課程に関わる部分であるため、学校現場としては大きな課題である。

### ③ コストについて

食缶方式であれば事業者に盛り付けの手間が無くなるので、人件費が安くなるのではないかという意見もある。しかしながら現事業者の調理施設及び設備は、ボックスランチ方式での提供を前提としており、食缶方式を導入するためには単に設備改修にとどまらず、大規模改修が必要となる。更に前述の学校におけるリフトの設置以外に、当然のことながら食缶や、給食を盛り付ける容器を新たに購入しなければならない。配膳室から各教室に食缶を運ぶための台車も必要となる。高い保温性を備えた食缶、例えば二重食缶を揃えるとなると単価は高くなる。現事業者の工場内には食缶洗浄後の保管庫も確保しなければならない。また、現在の配送トラックでは3中学校分の食缶、食器が収まらないため、もう1台を追加せざるを得ない。その場合はトラック購入費用だけでなく、運転手の人工費が2人分、ガソリン代等の維持管理費も2台分掛かる。給食開始後4年半が経過したとはいえ、初期投資で揃えた設備がまだ十分に使える状況にも関わらず食缶方式に変えるのは、プラスアルファの備品等の経費が必要になる一方で、使えなくなるために廃棄せざるを得ない備品が生じる点も踏まえて検討する必要がある。

## 4. 市立中学校給食調理等業務委託事業者選考について

### (1) 調理手法について

調理等業務委託事業者を選定するにあたり、アレルギー対応、食缶方式の導入はともに「3. 市立中学校給食の課題について」のとおり様々な課題があり、教育委員会だけでなく学校現場、調理者がこれまで以上の取り組みをしなければならず、更にコスト面からも来年度からの対応は難しい状況である。なお将来的に食缶方式に変更する場合には、基本的に市立小学校と同様に生徒全員を対象とした給食提供となるため、アレルギー対応も併せて開始することになる。このため一定の準備期間を要することから、アレルギー対応と食缶方式については次年度以降引き続き検討を要する。

### (2) 事業者変更の可能性について

本市が現事業者と契約した段階では、デリバリー方式の中学校給食において県内でも先行自治体のひとつであった。学校給食には調理から喫食まで2時間以内という前提条件がある中で、中学校給食調理業務の実績がある県内の2事業者に受託の意向を確認したところ、事業者の自社工場から本市までの配送距離や時間の問題、また、既に他自治体の業務を受けていることを理由に、受託の意向が無い旨の回答があった。

昨年度、本市と同様の方式で中学校給食を実施していた県内他自治体において、衛生面や残食量の問題が大きく取り上げられ、結果的に提供休止となる事態となった。第1回選考委員会でアドバイザーがこの件に言及し、調理業者を変える場合のリスクが大きいことから、事業者の選定はとりわけ慎重を期す必要がある旨の助言があった。

以上から、本市周辺域に、信頼と実績のある新たな事業者はいないものと考えられる。

### (3) 現事業者への総合評価

第3回選考委員会では、ここまで議論した内容や視察で確認したことを踏まえて、委員による「中学校給食調理業務委託事業者を選考するための評価基準評価項目評価の視点評価得点」シートで現事業者の評価を行った。評価項目は「中学校給食調理業務の受託に対する抱負」、「調理施設・設備」、「衛生管理体制」、「給食調理体制」、「協力体制」、「配送体制」の6項目。30点満点で、委員6名で180点満点。委員の合計得点が、180点の7割の126点以上で合格であったが、集計の結果、合計得点は152点。選考委員会において、現事業者が適正に業務を行っているものとして評価がされた。

### (4) 結論

本選考委員会は、今後も給食の質を向上し続けて、保護者、生徒、教職員からの中学校給食への期待に応えていくために、来年度の事業者選考に向けて検討を重ねてきた。現事業者は平成26年度の中学校給食開始以降のノウハウの蓄積があり、高い水準で衛

生管理を徹底している。栄養士との関係性においても定期的な献立会議を重ねるとともに、日常的な意思疎通や細部にわたる工夫を図りながら改善を続けている。食育という観点も理解し、栄養士が考える意図に沿った給食を実現してきた。

加えて、前述した試食会アンケート結果や、保護者及び市立中学校長からの意見聴取においても、現在の給食の質及び事業者の業務について積極的な評価が多く、現事業者による事業継続に問題は無いと評価した。

委託料の面では、今後の人件費上昇分を積算することになるが、現事業者は既に設備投資をした初期投資分は減価償却を終えていることから、今後は経年劣化に対応するのみであり、他の事業者より有利な状況にある。

これらのことから本市、学校、事業者が一体となって、生徒へ安全安心な給食を提供するため、真摯な努力を日々積み上げ、適正に業務を行っている現事業者と引き続き委託契約を進めることが適切と判断した。

【資料1】逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会委員名簿

委員長	教育部長	山田 隆
副委員長	教育部次長	村松 隆
委員	教育部次長（子育て担当）	高橋 佳代
	財政課長	佐藤 多佳子
	学校教育課長	杣山 英廷
	保育課長	杉山 正彦
	アドバイザー	神奈川県立保健福祉大学名誉教授 山本 妙子

【資料2】逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会開催状況

[第1回] 平成30年8月28日（火）13時15分～15時15分

1. 逗子市立中学校給食の評価の確認について
2. 調理業務委託事業者選考方法について
3. その他

[第2回] 平成30年10月25日（木）8時40分～11時55分

1. 調理業者工場視察
2. 調理等業務委託料について
3. 保護者及び校長からの意見聴取
4. その他

[第3回] 平成30年11月22日（木）9時～9時50分

1. 調理等業務委託料について
2. 逗子市立中学校給食委託事業者選考に関する報告書について
3. その他

【資料3】

中学校給食調理業務委託事業者を選考するための評価基準評価項目評価の視点評価得点

No	評価項目	評価の視点	配点	委員6名合計		平均
				総配点	総点数	
1	中学校給食調理業務の受託に対する抱負	・中学校給食の意義や役割を認識しているか ・給食に対する意欲や熱意が認められるか。	5	30	28	4.67
2	調理施設・設備	・給食調理に適した施設・設備であるか。 ・多様な献立等に対応出来る設備を備えているか。	5	30	23	3.83
3	衛生管理体制	・調理過程等における衛生管理や調理従事者の健康管理への取り組みがあるか。	5	30	26	4.33
4	給食調理体制	・安定した給食調理が可能な体制であるか。 ・中学校給食以外の業務と交わらないための措置があるか。	5	30	25	4.17
5	協力体制	・献立作成から給食提供まで市との連携が取れているか。 ・食育等の目的を理解して給食を提供しているか。	5	30	28	4.67
6	配送体制	・中学校への給食配送を出来るだけ短時間で行える体制であるか。 ・車両の安全運行に向けた取り組みがあるか。	5	30	22	3.67
計			30	180	152	25.33

評価

- 5 評価項目に対し、評価の視点について特に優れたものである。
- 4 評価項目に対し、評価の視点について優れたものである。
- 3 評価項目に対し、評価の視点について満たしている。
- 2 評価項目に対し、評価の視点についてやや満たしていない。
- 1 評価項目に対し、評価の視点について満たしておらず、業務運営上に支障がある。

## 【資料4】逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会規程

### 逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、デリバリー方式による中学校給食を実施するに当たり、給食委託事業者の選考を厳正かつ公平に行うため、逗子市立中学校給食委託事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事項)

第2条 選考委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を教育長に報告する。

- (1) 市立中学校の学校給食についての評価の確認及び次年度以降の委託事業者の選考に関すること。
- (2) その他必要な事項について調査及び検討すること。

#### (組織)

第3条 選考委員会は、委員6名をもって組織する。

- 2 選考委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は教育部長、副委員長は教育部次長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 教育部次長（子育て担当）
- (2) 財政課長
- (3) 学校教育課長
- (4) 保育課長

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選考委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。  
(アドバイザー)

第6条 委員長は、選考委員会の開催に当たり、学校給食について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

#### (協力の要請)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員及びアドバイザー以外の者に

対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 選考委員会の庶務は、学校教育課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規程は、令達の日から施行する。

(規程の失効)

2 この規程は、選考委員会が所掌事項の処理を完了した日限りでその効力を失う。



